

2018年12月13日
全国港湾18発第47号

各 地方労働審議会港湾労働部会 委員 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



**労政審港湾労働専門委員会の審議に係る地方港湾労働部会の取り組みについて
(公文第45号(12月3日付け)に関する追加指示)**

労政審港湾労働専門委員会での、19年4月1日施行予定の新たな港湾雇用安定等計画の策定に向けた審議経過は、FAX 発信(23号、32号、41号)などで報告してきた通りです。

この中で、報告案及び計画案を取りまとめる前に地方審議委員の意見聴取の場を設けることになり、これに対応して公文第45号(12月3日付)において、組合側の主張が盛り込まれるよう取り組むことを指示したところです。

先に開催した、第4回中執において、あらためて、この取り組みの徹底と、統一的な組合側の見解を示すことが必要との確認が行われました。ついては、本件の「報告書(案)」と「計画(案)」について、下記の取り組みを進めるよう指示します。

記

1. 各地方審議会委員は、公文第45号の指示に則り、各労働局からの意見聴取に積極的に対応し、報告書(案)、計画(案)に組合側の主張が盛り込まれるよう取り組むこと。
2. その際の主張点、文書提出を求められている場合の記述内容は、下記の通りとし、各地区の事情に合わせた主張と共に取り組むこと。
 - (1) 「全港・全職種適用」を労使合意したことを踏まえ、港湾労働法がすべての港湾と、すべての港湾労働者(全職種)に適用されるよう、報告(案)と計画(案)に法改正への「土台」となりうる記述を工夫し書き込み、これが認められない場合は、組合側委員として承認しない。
 - (2) 現状の港湾・物流施設(マルチテナント方式など)に合わせて、「港湾倉庫・特定港湾倉庫」の指定のルールを改正していく土台ができる措置を報告(案)と計画(案)に書き込み、これが認められない場合は、組合側委員として承認しない。
 - (3) その他、地区の事情に対応した、港湾労働の安定に資する課題を計画に反映すること。
3. 既に各地区において文書提出など取り組みが進めている場合の対応は、各地方委員の判断に委ねますが、本指示の内容がより徹底されるよう取り組むことを要請します。
4. なお、これまでの審議会の若干の経緯を整理した文書などは、公文第45号に添付した資料を活用されたい。

以上